

市道 43-063 号線の運用に関する陳情

[願意]

表題の市道 43 - 063 号線は、平成 7 年 3 月 24 日の議会での議案第 31 号で認定番号 26148 号として路線認定（添付資料 4）され、その後平成 11 年 3 月 25 日に議案 31 号で 43 - 063 号線に路線変更（添付資料 5）されています。

いずれの路線認定も、近隣自治会の不法占拠の馬柵が放置されたにも関わらず船橋市長より、議案が提出され承認されました。

当該道路は令和元年 10 月より現在まで歩行者用道路として運用されているが、船橋市道路公開システムの船橋市道路認定網図（添付資料 3）は、令和元年 10 月のままで路線変更されていないし、いまだに議会での路線変更の承認もなされていません。

当管理組合は、平成 11 年 3 月 25 日に議案 31 号で認定（添付資料 5）された違法馬柵が撤去された状態に戻すことを船橋市に対して陳情します。

[理由]

- 1、 船橋市道路管理課は 4 回意見交換会を行い、近隣住民の裁決により歩行者用の道路に決定し、市道第 43 - 063 号線の交通規制を船橋東警察が行ったと主張しているが、公文書の船橋市道管指令第 17 号（添付資料 9）によれば、平成 31 年 1 月 31 日の第 4 回意見交換会の採決を行う以前である平成 30 年 12 月 13 日の市長同席での説明で、歩行者用道路に決定し

たと記載されているので道路管理課の回答には齟齬があります。しかしながら道路管理課は住民の要求により歩行者用道路としたとの主張を曲げていません。

また市道 43 - 063 号線を危険な道路であるとも主張しているが、市道 43 - 063 号線を整備させたのは船橋市であり、道路を作らしておいて危険だとは、なにかいわんやです。

道路管理課長は、令和 4 年 9 月 9 日の建設委員会（添付資料 20）で（株）福山コンサルタントの報告書に対して冒頭「コンサルタントの評価欄を切り取り改ざんしたのは、「率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがあり、先入観を抱かせる情報と考えたもの」と発言していますが、平成 31 年 1 月 31 日の第 4 回意見交換会で裁決を図る以前の平成 30 年 12 月 13 日に歩行者用道路の意思を決定しています。（添付資料 9）

松崎市議の建設委員会で公文書の黒塗りについての質問には、道路管理課長は、黒塗りした部分の専門家の意見の「評価」「対策案のとりまとめ」は（添付資料 7）必要のないものとも回答していますが必要のないものなら、平成 29 年 9 月 15 日に、（株）福山コンサルタントより試作品の提出があり、平成 29 年 12 月 25 日に安全対策報告書の納品時（添付資料 9）に「評価」「対策案のとりまとめ」を削除させなかったのか、はなはだ疑問です。必要のないものを作成したのなら、（株）福山コンサルタントとの業務委託契約は契約違反であり、まさか（株）福山コンサルタントが勝手に「評価」「対策案のまとめ」のある報告書を作成したわけではないはずです。

「安全対策報告書」の「評価、まとめ」を切り取り改ざんされた市道 43 - 063 号線整備比較検討書（添付資料 7）は意見交換会参加者には配布されたが、近隣自治会は別として、公文書開示請求により（株）福山コンサルタントの黒塗りされた安全対策報告書を入手したのは、朝日パリオ津田沼管理組合以外はいません。

道路管理課は、近隣自治会案を採用するにあたって、「対策のとりまとめ」で作成された歩車共存は、朝日パリオ津田沼管理組合に対して都合が悪いので隠蔽しただけです。

また平成 31 年 1 月 31 日の第 4 回意見交換会（資料 21）に参加した市議

から仲裁提案のあった市道 43 - 003 号線の市有地の畑及び公園に面した道路側の拡幅や、「船橋市に対する要望・質問への対応」に対して 6 年 10 か月も経過しているのに棚上げのままです。

- 2、 船橋東警察署長は、千葉県警察本部長あての交通規制申請書（添付資料 11）に歩行者用道路の意思決定は、平成 30 年 8 月 20 日と記載されていて、第 4 回意見交換会以前に歩行者道路が決定したことになります。
また、歩行者通行量は 1 時間当たり 80 人と記載されていますが、船橋市道路管理課が、安全対策業務を依頼した（株）福山コンサルタントの平成 29 年の報告書（添付資料 12）は 10 人、朝日パリオ津田沼管理組合の防犯カメラでの調査（添付資料 13）は、令和 4 年 11 月分 5 日間平均 16.4 人、令和 7 年 6 月分 5 日間平均 9 人、で歩行者用道路を正当化するために 4 倍以上の水増しをして「虚偽有印文書作成違反」です。
歩行者用道路の交通規制は、船橋市と船橋東警察署とにより決定したのは明らかであり、近隣住民の裁決で決定したとの発言は虚偽であり、交通規制の根拠を明らかにしていない。

以上、行政と国家権力が、近隣自治会に肩入れをして馬柵を撤去したが、結局は肩代わりをして車止めとなるバリカー（障害物）を設置した不正行為に対して、平成 11 年 3 月の市議会で可決された道路認定に基づいた正式な運用をすることについて陳情します。

結局 4 回の道路管理課が主催した意見交換会は、近隣自治会案ありきで、参加者は近隣自治会、他 3 団体、船橋東警察署との参加で行われた意見交換会は道路管理課にとって都合のいい団体をかき集めただけです。

そこで、地元の別の 3 町会にも声をかけるべきだと発言したが道路管理課より拒否されました。